

平成18年度 学校評価のねらい

寒河江市立南部小学校

※学校の自己点検・評価の推進⇒学校の自主性・自律性の確立

『学校教育法』 第一章（総則）第三条 《S22 法律第26号》

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

『小学校設置基準』 第一章（総則）第二条（自己評価等）第三条（情報の積極的な提供） 《H14、3、29 文部科学省令第14号》

（自己評価等）

第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

アカウンタビリティ（説明責任・応答責任）

保護者や地域とともに（共育）

- * 教育目標や教育計画等を保護者や地域住民に説明する。
- * 教育目標等の達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努める。
- * 自己評価が適切に行われるよう、その方法等について研究を進める。

学校が地域住民の信頼に応える。 ⇔ 家庭や地域が連携協力して教育活動をささえる。

開かれた学校づくり